

事務連絡
令和元年 12 月 23 日

各都道府県 建築行政主務課長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課

建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について

「令和元年の方針からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）において、交通広場等の容積率の算定における建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の取扱いについて、別紙のとおり定められたところである。このため、下記の通り見解を示したので周知する。なお、本見解については、これまでの考え方や運用を変更するものではないことを申し添える。

貴職におかれでは、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築物の容積率の算定にあたり、床面積の算入については、建築物に適用される制度等に関わらず、当該部分が屋内的用途に供するか否かや、専ら道路交通の用に供するか否かにより判断するものであり、計画内容に応じて特定行政庁が判断するものである。

以上

(参考)

地方分権改革に関する内閣府ホームページ「令和元年（平成 31 年）の提案募集について」

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/index-h31.html>

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）
(令和元年 12 月 23 日閣議決定)

5 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

(6) 建築基準法（昭 25 法 201）

(i) 建築物の容積率（52 条 1 項）の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋内的用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。